

公害関係法令事務マニュアル
大気汚染防止法届出の手引き
(ばい煙発生施設編)

令和4年3月

宮 城 県

目 次

1	定義（法第2条）	1
(1)	「ばい煙」	1
(2)	「ばい煙発生施設」	1
(3)	「ばい煙処理施設」	1
2	ばい煙発生施設設置者等の義務	1
(1)	設置（法第6条）、使用（法第7条）、構造等の変更（法第8条）の届出	1
(2)	氏名等の変更、廃止の届出（法第11条）	1
(3)	ばい煙の排出制限（法第13条）	1
(4)	ばい煙量等の測定（法第16条）	2
(5)	事故時の措置（法第17条）	2
(6)	承継の届出（法第12条）	2
(7)	適用除外（法第27条）	2
3	届出書の種類と添付書類	2
(1)	届出書の種類	2
(2)	添付書類	3
4	届出書の提出先・提出方法	3
(1)	届出の提出先	3
(2)	提出部数（施行規則第13条）	3
(3)	届出様式	3
5	届出書作成上の留意事項	3
6	届出書記入例	4
(1)	ばい煙発生施設設置（使用・変更）届出書（様式第1）、（別紙1～3）	4
(2)	氏名変更届出書（様式第4）	9
(3)	使用廃止届出書（様式第5）	10
(4)	承継届出書（様式第6）	11
(5)	委任状	12
7	問い合わせ・提出先 一覧	13
8	資料	14
(1)	ばい煙発生施設 一覧（施行令別表第1）	14
(2)	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設の種類と規模の関係	16
(3)	排出基準の適用一覧	16
(4)	ばい煙量等の測定頻度（法施行規則第15条）	17
(5)	ばい煙量等測定記録表（施行規則第15条第6号）	18

はじめに

この手引きは、**仙台市以外**の宮城県内に大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」といいます。)に基づく**ばい煙発生施設**を設置等しようとする事業者の方を対象としています。

仙台市内で同様のことを行う場合には、仙台市環境局環境部環境対策課(電話022-214-8222)へご相談ください。

1 定義(法第2条)

(1) 「ばい煙」とは、次の物質をいいます。

イ 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する**いおう酸化物**

ロ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する**ばいじん**

ハ 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質で政令で定めるもの(**カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物、窒素酸化物**)

(2) 「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるもので政令で定めるものをいいます。(14ページ 8(1)を参照)

(3) 「ばい煙処理施設」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設をいいます。

2 ばい煙発生施設設置者等の義務

(1) **設置(法第6条)、使用(法第7条)、構造等の変更(法第8条)の届出**

ばい煙発生施設を新たに設置、構造等の変更をしようとする場合又は法令の改正等で既存の施設がばい煙発生施設となった場合は所定の事項を届け出なければなりません。

※ 受理書

設置・使用・構造等の変更届出書が提出された後、速やかに書類の形式審査を行います。その結果、不備がなければ受理し、受理書を交付します。

※ 実施の制限(法第10条)

届出が受理された日(受理書の交付日)から60日間は工事に着手等することができません。ただし、届出書を審査し、その内容が相当であると認められるときは、実施制限の解除を通知します。その場合は着手等することができます。また、審査した結果、内容が排出基準に適合しないと認められるときは、受理日から60日以内に計画変更命令が発せられることがあります。(法第9条)

(2) **氏名等の変更、廃止の届出(法第11条)**

上記の届出をした者の氏名又は名称、住所及び法人にあっては代表者の氏名並びに工場又は事業所の名称及び所在地等に変更があった場合や届出したばい煙発生施設の使用を廃止した場合には、所定の事項を届け出なければなりません。

(3) **ばい煙の排出制限(法第13条)**

ばい煙排出者は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはなりません。

(4) ばい煙量等の測定（法第 16 条）

ばい煙排出者は、ばい煙量又はばい煙濃度を定められた頻度（17 ページ 8(4) 参照）で測定し、その結果を記録（18 ページ 8(5) 参照）し、3 年間、保管しておかなければなりません。

(5) 事故時の措置（法第 17 条）

ばい煙発生施設を設置している者は、ばい煙発生施設について故障・破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければなりません。

また、直ちにその事故の状況を管轄の保健所に通報しなければなりません。（石油コンビナート等災害防止法の規定による通報をした場合は除く。）

(6) 承継の届出（法第 12 条）

次の場合は所定の事項を届け出る必要があります。

- ① 設置又は使用の届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた場合。ただし、届出の義務はその施設を譲り受け、又は借り受けた個人または法人が負います。
- ② 設置又は使用の届出をした者について相続、法人にあっては合併・分割があった場合。ただし、届出の義務は、相続人、合併後存続する法人、若しくは合併により新たに設立した法人又は分割によりその施設を承継した法人が負います。

(7) 適用除外（法第 27 条）

上記(1)、(2)、(6)の届出及び(5)のうち保健所への通報は、次の施設に該当する場合は不要です。ただし、それぞれの法律に基づく所定の手続きは必要です。

- ① 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定される電気工作物
- ② ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定されるガス工作物
- ③ 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 13 条第 1 項の経済産業省令で定める施設

※ これらの義務が履行されない場合、行政処分を受けたり、法律により罰せられたりすることがありますので注意してください。

3 届出書の種類と添付書類

(1) 届出書の種類

設置届 (法第 6 条)	新たにばい煙発生施設を設置しようとする場合。 ※様式第 1、別紙 1～3 及び添付書類	工事着手予定日の 60 日前まで
使用届 (法第 7 条)	現に設置してある施設が新たに法による規制の対象となった場合（施設の工事を行っている場合も含む。） ※様式第 1、別紙 1～3 及び添付書類	当該施設が規制対象となった日から 30 日以内
構造等変更届 (法第 8 条)	ばい煙発生施設の構造、使用の方法及びばい煙の処理の方法等を変更する場合。 ※様式第 1、別紙 1～3 及び添付書類	工事着手予定日の 60 日前まで
氏名等の変更届 (法第 11 条)	氏名又は名称、住所、法人の代表者名、工場・事業場の名称及び所在地を変更した場合 ※様式第 4、必要に応じて委任状	変更後 30 日以内

施設使用廃止届 (法第 11 条)	ばい煙発生施設の使用を廃止した場合 ※様式第 5、必要に応じて廃止する施設を明らかに する書類	廃止後 30 日以内
承継届 (法第 12 条)	届出施設を譲り受け又は借り受けた場合、届出者に 相続、合併又は分割があった場合 ※様式第 6	承継後 30 日以内

(2) 添付書類

- ① 工場・事業場の位置図・付近見取図
- ② 工場・事業場の建物配置図（ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の配置を明らかにしたもの）
- ③ 施設の構造概要図（ばい煙発生施設、ばい煙処理施設及び煙突の構造・主要寸法、排出ガスの測定箇所を明らかにしたもの）
- ④ ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要図
- ⑤ 緊急連絡用の電話番号及び緊急時における連絡方法を記載した書面
- ⑥ その他参考資料（施設の設計計算書、排ガスの計算書、燃料の成分表等）

4 届出書の提出先・提出方法

(1) 届出の提出先

13 ページの一覧を参考に管轄の保健所に提出してください。

(2) 提出部数（施行規則第 13 条）

提出部数は正本 1 部、写し 1 部です。また、届出書の写しを事業所において保管してください。

(3) 届出様式

所定の様式に記載してください。用紙は各保健所環境対策班（環境廃棄物班）又は宮城県環境生活部環境対策課にあります。

また、宮城県のホームページからダウンロードして使用することもできます。

(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/to_taiki.html)

(フレキシブルディスク等による届出も可能ですが、詳細については、管轄の保健所にお問い合わせください。)

5 届出書作成上の留意事項

- (1) 届出は施設ごとに記載してください。二つ以上の施設が同一工場・事業場に設置等される場合は、一つの届出書に分けて記載して提出してください。
- (2) 予備施設等のほとんど使用しない施設であっても、設置・使用の届出が必要です。
- (3) 届出者は、法人にあっては法人の代表者としてください。代表権を持たない工場長等が届出者になる場合は、**委任状**を添付してください。委任した工場長等が交代した場合には、氏名等変更届の提出時に新たな委任状の提出が必要となります。
- (4) 構造等変更届の場合は、変更の前後の内容が明らかとなるように記載してください。

6 届出書記入例

(1) ばい煙発生施設設置（使用・変更）届出書（様式第1）、（別紙1～3）

該当する事項以外を二重線で抹消する若しくは該当事項を丸で囲んでください。

宮城県知事

ばい煙発生施設設置（使用・変更）届出書

- ・届出者が個人の場合は自宅住所を、法人の場合は本社又は本店の住所を記載してください。
- ・法人の場合は会社名の他に代表者の氏名も記載してください。

届出日を記入してください。

〇〇年△△月××日

住所 〒980-0014
 仙台市青葉区本町3-8-1
 届出者氏名 株式会社宮城
 代表取締役 宮城 太郎
 電話番号 022-211-0000

大気汚染防止法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項）の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社宮城第1工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〒985-0003 塩竈市北浜4-8-5 電話 022-363-0000	※受理年月日	年 月 日
ばい煙発生施設の種類	1. ボイラー 1基	※施設番号	
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり。		

- 備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照して記載すること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

項番号と名称は14ページの資料(1)を参考に記載してください。

※ 『使用』及び『構造等変更』の届出時も同様に記載してください。

変更届の場合のみ、左側の欄に『変更前』の内容を、右側に『変更後』の内容を記載してください。以下別紙 2、3 も同様です。

ばい煙発生施設の構造
(変更前) ← (変更後)

工場又は事業場における施設番号		1号ボイラー	
名称及び型式		〇〇式ボイラー ABC-001	
設置年月日	①	〇〇年××月△△日	この欄は他のばい煙発生施設（過去に廃止した施設も含む）と明確に区別できるような番号や名称を届出者が任意に設定して記載してください。以下別紙 2、3 も同様です。
着手予定年月日	②	〇〇年××月△△日	
使用開始予定年月日	③	〇〇年××月△△日	
規 模	伝熱面積 (m ²)	59.5	備考 1 に注意して記載してください。
	燃料の燃焼能力 (重油換算 l / h)	286	
	原料の処理能力 (t / h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)	変更届出の場合には、設置年月日を記入してください。	
	変圧器の定格容量 (kVA)		
	触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg / h)		
	焼却能力 (kg / h)		<ul style="list-style-type: none"> 例としてボイラーの場合を記載していますが、施設によって該当する欄に記載してください。 どの欄に記載するかは 16 ページ資料(2)を参照してください。
	乾燥施設の容量 (m ³)		
	電流容量 (kA)		
	ポンプの動力 (kW)		
合成・漂白・濃縮能力 (kg / h)			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格 A 4 の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

ばい煙発生施設の使用方法

工場又は事業場における施設番号		1号ボイラー			
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	9時～17時		8時間/回 1回/日 25日/月	
	季節変動	7月～9月 休止			
原材料 (ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類				
	使用割合				
	原材料中の成分割合(%)	いおう分 がひん分	鉛分 弗素分	いおう分 がひん分	
	1日の使用量				
燃料又は電力	種類	A重油			
	燃料中の成分割合(%)	灰分0.01	いおう分0.7	窒素分0.2	灰分
	発熱量	10,840 kcal/kg			
	通常の使用量	最大286L/h、通常240L/h			
	混焼割合	専焼			
排出ガス量 (m ³ /h)	湿り	最大 3,106	通常 2,606	最大	
	乾き	最大 2,795	通常 2,345	最大	
排出ガス温度 (°C)		240			
排出ガス中の酸素濃度 (%)		4.0			
ばい煙の濃度	ばいじん (g/m ³)	最大 0.20	通常 0.10	最大	
	いおう酸化物 (容量比 ppm)	最大 484	通常 483	最大	
	カドミウム及びその化合物 (mg/m ³)	最大	通常	最大	
	塩素 (mg/m ³)	最大	通常	最大	
	塩化水素 (mg/m ³)	最大	通常	最大	
	弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/m ³)	最大	通常	最大	
	鉛及びその化合物 (mg/m ³)	最大	通常	最大	
	窒素酸化物 (容量比 ppm)	最大 170	通常 150	最大	
ばい煙量	いおう酸化物 (m ³ /h)	最大 1.35	通常 1.12	最大	
参考事項					

・該当がある場合のみ記載してください。
 ・廃棄物焼却炉の場合は焼却物について記載してください。
 ・原材料中の成分割合は、重量比なのか容量比なのかを明らかにしてください。

・種類は、他に『灯油』、『LPG』、『電気』等具体的に記載してください。
 ・燃料中の成分割合は重量比か容量比かを明らかにしてください。
 ・いおう分については超えないことを保証できる値を記入してください。
 ・発熱量は『低位発熱量』を記載してください。

・排出口における平均排ガス温度を記入してください。

・例としてボイラーの場合を記載していますが、それぞれの施設について排出基準が適用される項目(17ページの資料(3)参照)について『乾きガス』中の濃度を記載してください。
 ・また、ばい煙処理施設がある場合は、『処理後』排出口での濃度を記載してください。
 ・集合煙突の場合であっても、ばい煙発生施設1基ごとに記入してください。

備考 1 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとすること。
 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
 4 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
 5 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。

ばい煙の処理の方法

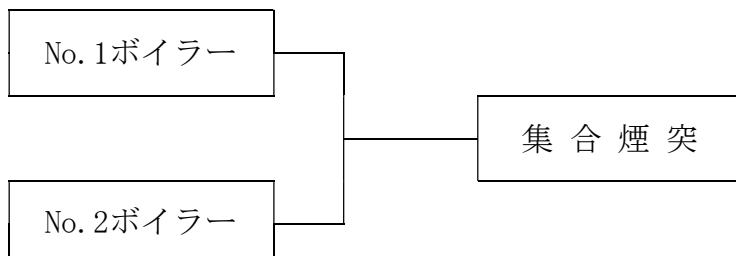
ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号		1号煙突		この欄は他のばい煙処理施設と明確に区別できるような番号や名称を届出者が任意に設定して記載してください。	
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号		1号ボイラー			
ばい煙処理施設の種類の種類、名称及び型式		独立煙突			
年 月 日		〇〇年△△月××日			
年 月 日		〇〇年△△月××日		備考1に注意して記載してください。	
年 月 日		〇〇年△△月××日			
処理能力	排出ガス量 (m ³ /h)	最大		備考1に注意して記載してください。	
		通常			
	排出ガス温度 (°C)	処理前	280	『湿りガス量』で記載してください。	
		処理後	280		
	ばい煙の濃度	ばいじん (g/m ³)	処理前		それぞれ『乾きガス』中の状態について、処理前は『処理施設の入り口の状態の濃度』を、処理後は『処理施設の出口の状態の濃度』を記載してください。
			処理後		
		いおう酸化物 (容量比ppm)	処理前		
			処理後		
		カドミウム及びその化合物 (mg/m ³)	処理前		
			処理後		
		塩素 (mg/m ³)	処理前		
			処理後		
		塩化水素 (mg/m ³)	処理前		
			処理後		
	弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/m ³)	処理前			
処理後					
鉛及びその化合物 (mg/m ³)	処理前				
	処理後				
窒素酸化物 (容量比ppm)	処理前				
	処理後				
ばい煙量	いおう酸化物 (m ³ /h)	最大	処理前		
		通常	処理後		
	ばいじん	最大	処理前		
		通常	処理後		
捕集	いおう酸化物				
	カドミウム及びその化合物				
	素素化合物				
捕集効率 (%) = (処理前 - 処理後濃度) ÷ 処理前濃度 × 100					
<ul style="list-style-type: none"> 煙突に笠がついている場合は、排出口の実高さ及び「(笠付き)」と記入してください。(例2参照) 横出しの場合は、排出口下部までの高さ及び「(横出し)」と記入してください。(例3参照) 		排出口(煙突)の実高さは地上からの高さを記入してください。また、排出口の口径と大きさを付記してください。			
補正された排出口の高さHe (m)		9時～17時 8時間/回 1回/日 25日/月 20.0(口径0.8m) 例1) 22.3 例2) 20.0(笠付き) 例3) 8(横出し)			
排出速度 (m/s)		3.47			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 補正された排出口の高さHeは、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
- 5 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添附すること。

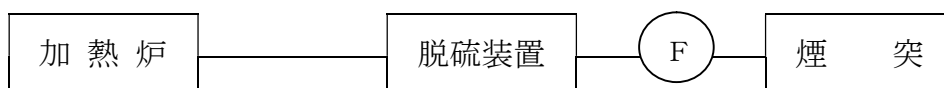
添付書類

■ ばい煙の発生及び処理に係る操業の系統図

○例1) ○○工程



○例2) △△工程

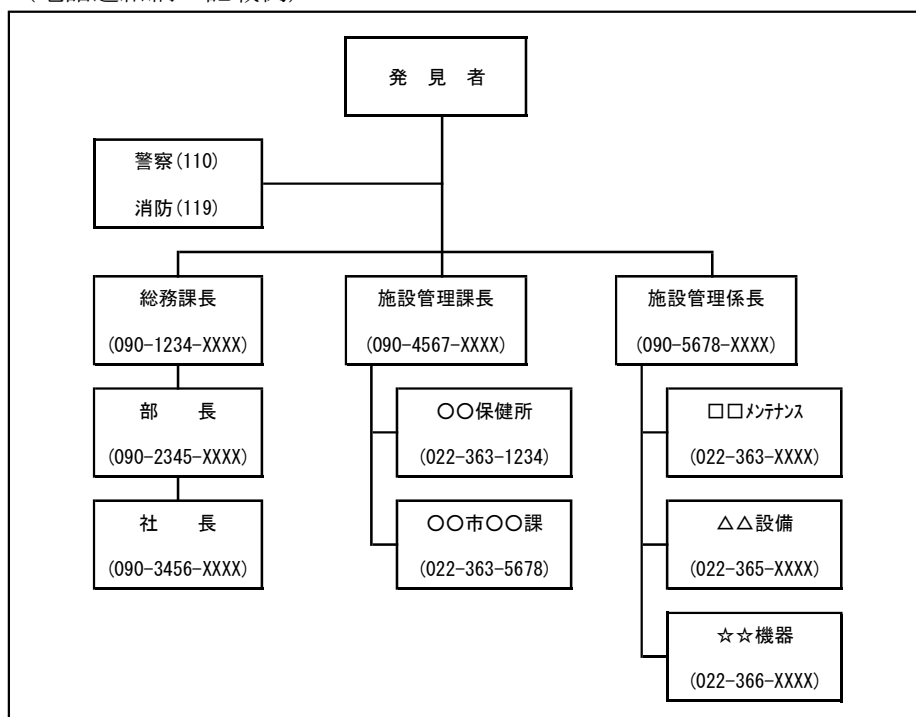


■ 緊急連絡用の電話番号及び緊急時における連絡方法を記載した書面

○例)

緊急連絡用の電話番号及び緊急時における連絡方法については、別添の電話連絡網により対応するものとする。

(電話連絡網 記載例)



(2) 氏名変更届出書 (様式第4)

氏名等変更届出書

届出日を記入してください。

〇〇年△△月××日

宮城県知

- ・届出者が個人の場合は自宅住所を、法人の場合は本社又は本店の住所を記載してください。
- ・法人の場合は会社名の他に代表者の氏名も記載してください。

不要な文字は抹消してください。

住所 〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

届出者 氏名 株式会社宮城

代表取締役 宮城太郎

電話番号 022-211-0000

氏名、名称、住所又は所在地に変更があったので、大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

(ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設)	の別	ばい煙発生施設	※整理番号	
	変更前の	代表取締役 仙台 一郎	※受理年月日	年 月 日
変更後の	代表取締役 宮城 太郎	※施設番号		
変更年月日	〇年△月×日			
変更の理由	新たに宮城太郎 が代表取締役に 就任したため。	※備考		

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

(3) 使用廃止届出書 (様式第5)

使用廃止届出書

届出日を記入してください。

〇〇年△△月××日

- ・届出者が個人の場合は自宅住所を、法人の場合は本社又は本店の住所を記載してください。
- ・法人の場合は会社名の他に代表者の氏名も記載してください

住 所 〒980-0014
宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
届出者 氏 名 株式会社宮城
代表取締役 宮城太郎
電話番号 022-211-0000

不要な文字は抹消してください。

ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項及び第18条の13第2項第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	の別	ばい煙発生施設	※	
工場又は事業場の名称		株式会社宮城第1工場	※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地		〒985-0003 塩竈市北浜 4-8-5	※施設番号	
施設の種類		1. ボイラー1基 (2号ボイラー)	※備 考	
施設の設置場所		塩竈市北浜 4-8-15		
使用廃止の年月日		〇年△月×日		
使用廃止の理由		老朽化のため		

同種の施設が複数ある場合は、廃止する施設が特定できるように施設番号を記載するか、配置図等を添付してください。

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

(4) 承継届出書 (様式第6)

承 継 届 出 書

届出日を記入してください。

〇〇年△△月××日

- ・届出者が個人の場合は自宅住所を、法人の場合は本社又は本店の住所を記載してください。
- ・法人の場合は会社名の他に代表者の氏名も記載してください。

殿

住 所

〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

届出者 氏 名

株式会社宮城

代表取締役 宮城太郎

不要な文字は抹消してください。

電話番号

022-211-0000

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、~~一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設~~）に係る届出者の地位を継承したので、大気汚染防止法第12条第3項（~~第17条の13第2項及び第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。~~）の規定により、次のとおり届け出ます。

(ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設)	の別	ばい煙発生施設	※整理番号	
	工場又は事業場の名称	株式会社宮城第1工場	※受理年月日	年 月 日
	工場又は事業場の所在地	塩竈市北浜 4-8-5	※施設番号	
	施設の種 類	1. ボイラー1基	※備 考	
施設の設置場所	塩 竈 市 北 浜 4-8-5			
承 継 の 年 月 日	〇年△月×日			
被承継者	氏 名 又 は 名 称	有限会社仙台		
	住 所	仙台市青葉区 本町3-8-1		
承 継 の 原 因		合併による		

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

(5) 委任状（任意様式）

((委任状 見本))

委 任 状

私は、**当社〇〇（事業所名等） 工場長 〇〇（役職・氏名）** を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

〇〇（事業所名等）における「〇〇〇法」に関する届出の権限

〇〇年△△月××日

住 所 **仙台市青葉区本町 3 - 8 - 1**

名 称 **株式会社宮城**

代表取締役 仙台太郎

電話番号 **0 2 2 - 2 1 1 - 〇〇〇〇**

7 問い合わせ・提出先 一覧

提出先	郵便番号	住 所	電話番号	所 管 区 域
仙南保健所 環境廃棄物 班	989-1243	大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎 内)	0224-53-3118	白石市、角田市、刈田 郡(蔵王町、七ヶ宿 町)、柴田郡(大河原 町、村田町、柴田町、 川崎町)、伊具郡(丸 森町)
塩釜保健所 環境廃棄物 班	985-0003	塩竈市北浜四丁目 8-15	022-363-5506	塩竈市、多賀城市、富 谷市、宮城郡(松島町、 七ヶ浜町、利府町)、 黒川郡(大和町、大郷 町、大衡村)
塩釜保健所 岩 沼 支 所 環境廃棄物 班	989-2432	岩沼市中央三丁目 1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理 郡(亶理町、山元町)
大崎保健所 環境廃棄物 班	989-6117	大崎市古川旭四丁 目 1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-87-8002	栗原市、大崎市、加美 郡(色麻町、加美町)、 遠田郡(涌谷町、美里 町)
石巻保健所 環境廃棄物 班	986-0850	石巻市あゆみ野五 丁目 7 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1418	石巻市、登米市、東松 島市、牡鹿郡(女川町)
気仙沼保健 所 環境廃棄物 班	988-0066	気仙沼市東新城三 丁目 3-3	0226-22-5127	気仙沼市、本吉郡(南 三陸町)
(参考) 仙 台 市 環境対策課 大 気 係	980-8671	仙台市青葉区一番 町四丁目 7-17 小田急仙台ビル 9 階	022-214-8222	仙台市

8 資料

(1) ばい煙発生施設 一覧（施行令別表第1）

番号	施設の種類	規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	伝熱面積 ^(備1) が10m ² 以上であるか、又はバーナー ^(備6) の燃料の燃焼能力が重油換算 ^(備2) 50L/h以上※「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」が令和3年9月24日付けで閣議決定されたことに伴い、令和4年10月1日から規模要件が変更されます。
2	水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上であるか、又はバーナー ^(備6) の燃料の燃焼能力が重油換算 ^(備2) 50L/h以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1t/h以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積 ^(備3) が1m ² 以上であるか、羽口面断面積 ^(備4) が0.5m ² 以上であるか、バーナー ^(備6) の燃料の燃焼能力が重油換算 ^(備2) 50L/h以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が200kg/h以上
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナー ^(備6) の燃料の燃焼能力が重油換算 ^(備2) 6L/h以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積 ^(備3) が1m ² 以上であるか、バーナー ^(備6) の燃料の燃焼能力が重油換算 ^(備2) 50L/h以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積 ^(備3) が2m ² 以上であるか、又は焼却能力が200kg/h以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5t/h以上であるか、火格子面積 ^(備3) が0.5m ² 以上であるか、羽口面断面積 ^(備4) が0.2m ² 以上であるか、又はバーナー ^(備6) の燃料の燃焼能力が重油換算 ^(備2) 20L/h以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が50kg/h以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナー ^(備6) の燃料の燃焼能力が重油換算 ^(備2) 3L/h以上

19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が 50kg/h 以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が 30kA 以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が 80kg/h 以上であるか、バーナー ^(備6) の燃料の燃焼能力が重油換算 ^(備2) 50L/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積 ^(備1) が 10 m ² 以上であるか、又はポンプの動力が 1kW 以上
23	トリポリリン酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が 80kg/h 以上であるか、火格子面積 ^(備3) が 1 m ² 以上であるか、又はバーナー ^(備6) の燃料の燃焼能力が重油換算 ^(備2) 50L/h 以上
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナー ^(備6) の燃料の燃焼能力が重油換算 ^(備2) 10L/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40kVA 以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナー ^(備6) の燃料の燃焼能力が重油換算 ^(備2) 4L/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1 m ³ 以上であるか、バーナー ^(備6) の燃料の燃焼能力が重油換算 ^(備2) 4L/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 100kg/h 以上
28	コークス炉	原料の処理能力が 20t/日以上
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 ^(備2) 50L/h 以上
30	ディーゼル機関 ^(備6)	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力 ^(備5) が重油換算 ^(備2) 35L/h 以上
32	ガソリン機関 ^(備6)	

備考

- (1) 「伝熱面積」とは、日本工業規格 B8201 及び B8203 の伝熱面積の項で定めるところによる。
- (2) 「重油換算量」とは、液体燃料は 10L、ガス燃料は 16m³、固体燃料は 16kg が重油 10L に相当する。（昭和 46 年 8 月 25 日付け環大企第 5 号）
- (3) 「火格子面積」とは、火格子の水平投影面積をいう。
- (4) 「羽口面断面積」とは、羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。
- (5) ガス機関、ガソリン機関についての燃料の燃焼能力の算定は、次のとおりとする。（平成 2 年 12 月 1 日付け環大企 384 号）
 - ① 燃料が気体の場合
$$\text{重油換算量 (L/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{N/h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kcal/m}^3\text{N)} \div \text{重油の発熱量 (kcal/L)}$$
ただし、気体燃料の発熱量は総発熱量を用い、重油の発熱量は 9,600kcal/L とする。
 - ② 燃料が液体の場合
$$\text{重油換算量 (L/h)} = \text{液体燃料の燃焼能力 (L/h)}$$
- (6) 水蒸気改質方式の改質器であつて、水素の製造能力が 1,000 m³N/h 未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る）及び大気汚染防止法施行令別表第 1 の 2 の項に掲げる施設のうち、燃料電池用改質器について、燃料の燃焼能力の重油換算を行う場合は次によること。（平成 29 年 1 月 6 日付け環水大発第 1701061 号）
$$\text{重油換算量 (L/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{N/h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kJ/m}^3\text{N)} \div \text{重油の発熱量 (kJ/L)}$$
ただし、上式の気体燃料の発熱量は総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は 40,000kJ/L とすること。
- (7) 燃焼能力（バーナーの場合）または出力（ディーゼル機関・ガソリン機関の場合）によっては、別途、公害防止条例（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）に基づく騒音又は振動に係る特定施設の届出が必要。
- (8) いわゆる「吸収式冷温水発生機」は、ボイラーに該当する。

(2) 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設の種類の関係

ばい煙発生施設の番号(令別表第1)	1	2	3	4	5	6	7	8	8の2	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
伝熱面積 (m ²)	○																						○											
燃料の燃焼能力(重油換算 L/h)	○	○			○	○	○		○	○	○	○			○					○		○	○	○	○				○	○	○	○		
原料の処理能力 (t/h)		○	○	○											○	○	○			○		○	○					○						
火格子面積又は羽口面面積 (m ²)					○	○	○			○	○	○		○	○									○										
変圧器の定格容量 (kVA)					○	○	○			○	○	○	○									○			○	○	○							
触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)								○																										
焼却能力 (kg/h)														○																				
乾燥施設の容量 (m ³)															○											○								
電流の容量 (kA)																						○												
ポンプの動力 (kW)																							○											
合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)																												○						

(3) 排出基準の適用一覧

ばい煙発生施設の番号(令別表第1)	1	2	3	4	5	6	7	8	8の2	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
排出基準	硫酸化物*1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	ばいじん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	有害物質	カドミウム									*3	○				○	○																
		塩素																○	○	○	○												
		塩化水素													○			○	○	○	○												
		フッ素									*3	○											○	○	○	○							
	鉛									*3	○					○											○	○	○				
窒素酸化物*2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

- (備考) 1 硫酸化物については、形式上、すべてのばい煙発生施設に規制がかかることになるが、15～17、19、20、22及び27の項については、硫酸化物の排出の実態がないため、届出において硫酸化物に係る事項は省略しても差し支えない。(S46.8.25, S48.8.9 環境庁大気保全局長通知)
- 2 窒素酸化物の排出基準の適用については、熱源として電気を使用するものを除く。
- 3 ガラス又はガラス製造の用に供するものに適用される。
- 4 硫酸化物の排出基準に係るK値はつぎのとおり。(令別表第3及び規則別表第1)

対象地域	K値
仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町	7.0
石巻市、矢本町、名取市、岩沼市、柴田町	11.5
その他の地域	17.5

※ 表に掲げる区域は、S51.9.1における行政区画によって表示されたもの。

(4) ばい煙量等の測定頻度（法施行規則第15条）

項目	ばい煙発生施設の種類		測定頻度
硫黄酸化物	排出量が10m ³ N/h以上のばい煙発生施設	特定工場等に設置されているもの	常時
		上記以外の施設	2か月を超えない作業期間ごとに1回以上
燃料中の硫黄含有率	排出基準が適用される全施設		購入の都度。重油分析表等で代替可能
ばいじん	① ボイラー（ガスを専焼させるもの）、ガスタービン、ガス機関、ガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であって、水素の製造能力が1,000m ³ N/h未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）及び燃料電池用改質器		5年に1回以上
	② 排出ガス量が4万m ³ N/h未満のばい煙発生施設（①及び廃棄物焼却炉を除く。）及び燃焼能力が4,000kg/h未満の廃棄物焼却炉		年2回以上 （1年間につき継続して6か月以上休止しているばい煙発生施設については年1回以上）
	③ ①又は②のばい煙発生施設以外		2か月を超えない作業期間ごとに1回以上
有害物質 （窒素酸化物を除く）	① 排出ガス量が4万m ³ N/h以上のばい煙発生施設		2か月を超えない作業期間ごとに1回以上
	② 排出ガス量が4万m ³ N/h未満のばい煙発生施設		年2回以上 （1年間につき継続して6か月以上休止しているばい煙発生施設については年1回以上）
窒素酸化物	① 水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉のうち、水蒸気改良方式の改質器であって、水素の製造能力が1,000m ³ N/h未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）及び燃料電池用改質器		5年に1回以上
	② 排出ガス量が4万m ³ N/h未満のばい煙発生施設（①を除く。）		年2回以上 （1年間につき継続して6か月以上休止しているばい煙発生施設については年1回以上）
	③ ①、②又は④のばい煙発生施設以外		2か月を超えない作業期間ごとに1回以上
	④ 排出ガス量が4万m ³ N/h以上のばい煙発生施設（特定工場に限り、①を除く。） ※ 本県において該当工場はない。（総量規制基準地域内で知事が定める工場のみ）		常時

(5) ばい煙量等測定記録表（施行規則第 15 条第 2 項）

様式第 7（第 15 条関係）

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

測定者の氏名

測定箇所

ばい煙		測定単位	測定年月日 及び時刻 (開始時刻 ～終了時 刻)	測定方法	平均	最大	備考
硫黄酸化 物	排出ガス量	(m ³ /h)					
	硫黄酸化物の濃 度	(ppm)					
	硫黄酸化物の量	(m ³ /h)					
ばいじん	Cs	(g/m ³)					
	C	(g/m ³)					
	酸素濃度	(%)					
カドミウム及びその化合物		(mg/m ³)					
塩素		(mg/m ³)					
塩化水素	Cs	(mg/m ³)					
	C	(mg/m ³)					
	酸素濃度	(%)					
弗素、弗化水素及び弗化珪素		(mg/m ³)					
鉛及びその化合物		(mg/m ³)					
窒素酸化 物	Cs	(容積比 ppm)					
	C	(容積比 ppm)					
	酸素濃度	(%)					

備考

- 1 硫黄酸化物の排出ガス量及び硫黄酸化物の量については、温度が零度であって圧力が 1 気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、ばいじん及び塩化水素の Cs 及び C 並びにカドミウム及びその化合物、塩素、弗素、弗化水素及び弗化珪素並びに鉛及びその化合物については、標準状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
- 2 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
- 3 硫黄酸化物の量の測定について、大気汚染防止法施行規則別表第 1 備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。
- 4 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の Cs の欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第 2、別表第 3 及び別表第 3 の 2 の備考に掲げる Cs として表示された数値を、C の欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第 2、別表第 3 及び別表第 3 の 2 の備考に掲げる式により算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。ただし、大気汚染防止法施行令別表第 1 の 13 の項に掲げる廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設に係る塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素の Cs の欄に記載すること。
- 5 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
- 6 日本産業規格 K2301、日本産業規格 K2541-1 から 2541-7 まで若しくは日本産業規格 M8813 に定める方法により硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。